

## 猿払村新型コロナウイルス感染症対策資金融資に伴う利子補給条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、猿払村新型コロナウイルス感染症対策資金融資に伴う利子補給条例（令和2年条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利子補給の申請及び決定)

第2条 条例第4条第1項の規定による利子補給の申請は、新型コロナウイルス感染症対策資金融資に伴う利子補給申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 金銭消費貸借契約証書の写し
- (2) 資金の償還表の写し
- (3) その他村長が必要と認める書類

2 条例第4条第2項の規定により交付の可否を決定した場合の通知は、新型コロナウイルス感染症対策資金融資に伴う利子補給金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）によるものとする。

(利子補給の交付請求)

第3条 条例第5条第1項の規定による利子補給の交付の請求（以下「交付請求」という。）は、利子補給金交付請求書（別記様式第3号）により行うものとする。

2 交付請求は、次の各号のいずれかに掲げる期間ごとに当該期間における利子に関する計算書を添付して行うものとする。

- (1) 毎年度4月償還分から9月償還分まで
- (2) 毎年度10月償還分から翌年3月償還分まで
- (3) 毎年度4月償還分から翌年3月償還分まで
- (4) 一括償還分

3 交付請求は、前項各号に掲げる期間の終期の属する月の末日までに行わなければならない。

4 村長は、資金が遅延なく返済されていることを確認できる場合でなければ、交付請求を受理することができない。

(決定内容の変更)

第4条 条例第6条第1項の規定により申請した内容に変更が生じた場合の報告は、利子補給変更報告書（別記様式第4号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 変更後の利子等の額を明らかにできる書類
- (2) その他村長が必要と認める書類

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(規則の失効)

- 2 この規則は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。